

福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、医療的ケア児及び重度障がい児（以下「医療的ケア児等」という。）の安定的な保育の受皿を確保するため、常時受入れをできる保育所等を民間に拡充することで、全ての家庭が安心して子どもを生き育てられる環境づくりを進めるとともに、子どもたちが互いの違いを認め合いながら、共に育つ地域社会を目指すことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱に定める用語の定義は、福岡市特別支援保育事業実施要綱、福岡市特別支援保育事業実施要綱細則及び福岡市医療的ケア児等受入指定園実施要綱によるものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、福岡市医療的ケア児等受入指定園実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、補助対象事業の実施に要する経費の別表に定めるとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付、福岡市保育協会補助金、福岡市特別支援保育事業補助金その他の補助金の交付等により、当該経費が交付されている場合を除く。

(補助対象者)

第6条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 実施要綱に基づき、福岡市医療的ケア児等受入指定園の事業の認定を受けた保育所等を運営する者

(2) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下、「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員もしくは同条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していない者

2 当該補助事業の実施については、実施要綱に基づく事業実施者が責任を負うものとする。

（補助対象期間）

第 7 条 補助の対象期間は、交付決定により定めた日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

（申請の手続）

第 8 条 保育所等運営者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに、「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付申請書（様式第 1 号）」に必要な書類を添付して、申請しなければならない。

2 申請者は第 1 項に定める申請書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（決定の通知）

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による補助金の交付の申請があったときには、関係書類を審査し、必要に応じて実地調査を行うなど内容について検討を行ったうえ、補助金を交付することが適当と認められたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）」により通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、第 1 項の審査の結果により補助金を交付することが不相当と認められたときは、申請者に対し、「福岡市医療的ケア児等受入指定園事

業補助金不交付決定通知書（様式第3号）」により、その理由を付して通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（事業の変更）

第11条 第9条第1項の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金変更届（様式第4号）」により、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 保育する医療的ケア児等の人数を変更するとき
- (2) 医療的ケアの実施に係る看護師等又は重度障がい児の保育に要する保育士等を変更するとき
- (3) 必要な補助対象経費を変更するとき
- (4) その他事業内容に重要な変更が生じたとき

2 市長は、前項の届出があった場合において、その内容を確認し、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、確認の結果を「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）」により通知するものとする。

（状況の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の収支状況を明らかにするために必要な書類を備え付けるとともに、補助事業の遂行状況について市長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金実績報告書（様式第6号）」（以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、市長が定める期日までに、市長に報告しなければならない。

2 第8条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

3 第8条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告

により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7-1号）」により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金実績調査報告書（様式第8号）」を作成するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金確定通知書（様式第9号）」により通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消等）

第15条 市長は、次に掲げる場合には、第9条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、本要綱、実施要綱又はこれに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 福岡市医療的ケア児等受入指定園の事業の認定を取り消された場合であって、補助事業の継続が適当でないとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し、その旨を「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）」により、その理由を付して通知するものとする。

- 4 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付の時期)

第 16 条 この補助金は、第 14 条第 1 項の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、資金繰りその他やむを得ない事情があり、申請者が事業の終了前に交付することを希望する場合であって、市長が適当と認めるときは、福岡市補助金交付規則第 17 条第 1 項ただし書の規定を適用し、概算払によりこれを交付することができる。

(暴力団の排除)

第 17 条 市長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し、当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(財産の管理及び処分)

第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち福岡市補助金交付規則第 22 条第 2 号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が 1 個 50 万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするとき

は、「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金財産処分承認申請書（様式第 11 号）」を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

（関係書類の保存期間）

第 19 条 補助事業者は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

（立入検査等）

第 20 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に報告させ又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補則）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえたうえで、終期到来までに判断するものとする。

別表 補助対象経費及び補助額

事業区分	経費区分	内容等	補助額
医療的ケア児の受入れ	人件費	医療的ケアを提供する看護師等の人件費（常時受入れ体制を整える2名以上分） ただし、当該年度内の従事期間に限る	1施設当たり以下の金額のいずれか低い金額 ・11,596,000円 ・当該看護師等の雇用費に係る1年間の合計額
		医療的ケアを提供する看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の人件費 ただし、当該年度内の従事期間に限る	1施設当たり以下の金額のいずれか低い金額 ・2,533,000円 ・当該保育士等の雇用費に係る1年間の合計額
	研修受講費	医療的ケア児の保育に必要なとなる知識及び技術の習得、維持及び向上を図ることを目的とする、保育士等及び看護師等の研修受講に係る費用	300,000円以内
	園外活動移動支援費	医療的ケア児が園外活動に参加できるよう、医療的ケアの内容を踏まえた移動に係る費用	40,000円以内
	備品購入費	保育所等において医療的ケアを提供するに当たり必要となる備品の購入に係る費用	100,000円以内
	災害対策備品購入費	災害対策として、医療的ケア児の安全の確保に必要なとなる備品の購入に係る費用	100,000円以内
重度障がい児の受入れ	人件費	重度障がい児受入加配保育士の人件費（常時受入れ体制を整える1名以上分） ただし、当該年度内の従事期間に限る	1施設当たり以下の金額のいずれか低い金額 ・「福岡市特別支援保育事業補助金交付要綱」第5条第1項第4号に定める金額に12を乗じて得た額 ・当該保育士の雇用費に係る1年間の合計額
—	改修・施設整備費	保育所等において医療的ケア児及び重度障がい児を受け入れるために必要となる施設の改修に係る費用 (事業所内保育所は除く)	1,029,000円以内

- ※1 医療的ケア児等が在籍していない期間においても、受入れ体制の整備に要する経費については補助対象とすることができる。
- ※2 通常の保育運営に要する経費その他本補助事業と直接関係のない経費は対象外とする。
- ※3 すべて補助対象期間内の納品、使用、実施等が書面等にて確認できる経費に限る。
- ※4 経費の支払いを期間内に完了し、領収書等で日本円での金額及び日付等が確認できること。

年度 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名

及び代表者の職氏名

年度福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金の交付を受けたいので、福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金の交付要件である「本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと」の確認に当たり、税務担当課に「福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付申請書」が開示され、市税等の課税状況及び納付状況についての照会がなされることに同意します。

福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金の交付要件である「福岡市暴力団排除条約(平成22年福岡市条例第30条)第2条第2号に規定する暴力団員、法人でその役員のうち同号に該当するものであるもの又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと」の確認に当たり、福岡県警察に照会がなされることに同意します。

記

1 交付を受けようとする補助事業名	福岡市医療的ケア児等受入指定園事業
2 交付を受けようとする補助金の金額	円
3 保育施設名	
4 指定園としての事業開始日 (市の指定を受けた日)	
5 補助事業の目的及び内容 医療的ケア児及び重度障がい児の安定的な保育の受皿を確保するため、常時受入れをできる保育所等を民間に拡充することで、これから子どもを産みたいと思っている者を含め全ての家庭が安心して生み育てられる環境づくりを進めるとともに、子どもたちが互いの違いを認め合いながら、共に育つ地域社会を目指すことを図る。	
6 補助事業の執行に関する収支計画書及び事業計画 (1) 事業計画 別紙「事業計画」(様式第1号の1)のとおり (2) 収支計画 別紙「収支予算書」(様式第1号の2)のとおり (3) 資金計画 別紙「資金計画書」(様式第1号の3)のとおり ※ただし、資金計画書は概算払時のみ提出すること。	
7 補助金の交付方法	精算払(事業終了後) ・ 概算払(事業終了前)
概算払の理由	

年度 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金 事業計画書

1 対象児入所見込み

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療的ケア児												
重度障がい児												

2 看護師雇用計画 ※履歴書及び資格証明書を添付すること

	名前	職種	雇用形態
1			
2			

3 保育士雇用計画 ※履歴書及び資格証明書を添付すること

	名前	職種	雇用形態
1			

4 看護補助者雇用計画 ※履歴書及び資格証明書を添付すること

	名前	職種	雇用形態
1			

5 研修受講計画

--

6 園外活動計画

--

7 備品購入計画

--

8 災害対策備品購入計画

--

9 改修・施設整備計画

--

※必要に応じて欄を追加・削除すること。

年度 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金 収支予算書

収入の部

区分		金額
福岡市 補助金 収入	看護師人件費	円
	保育士人件費	円
	看護補助者人件費	円
	研修受講費	円
	園外活動移動支援費	円
	備品購入費	円
	災害対策備品購入費	円
	改修・施設整備費	円
	小計 (補助金申請額)	円
自己資金	円	
計	円	

支出の部

区分	金額
看護師人件費	円
保育士人件費	円
看護補助者人件費	円
研修受講費	円
園外活動移動支援費	円
備品購入費	円
災害対策備品購入費	円
改修・施設整備費	円
計	円

※必要に応じて欄を追加・削除すること。

年度 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業 資金計画書

(単位：円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
収 入	福岡市 補助金収入													
	自己資金													
	計													
支 出	看護師 人件費													
	保育士 人件費													
	看護補助者 人件費													
	研修受講費													
	園外活動 移動支援費													
	備品購入費													
	災害対策 備品購入費													
	改修・ 施設整備費													
	計													
差引残高														

※必要に応じて欄を追加・削除すること。

別添1

年度 医療的ケア児等受入指定園事業補助金 所要額明細書

施設名: _____

1. 人件費

基準額算定	対象経費 支出額(円) (A)	寄附金その他の収 入額(円) (B)	差引額(円) (A)-(B) (C)	補助基準額(円) (D)	要補助額(円) [(C)と(D)のいずれか少ない額] (E)
(1)看護師人件費					
(2)保育士人件費					
(3)看護補助者人件費					
計					

2. 人件費以外

	対象経費 支出額(円) (F)	寄附金その他の収 入額(円) (G)	差引額(円) (F)-(G) (H)	補助基準額(円) (I)	要補助額(円) [(H)と(I)のいずれか少ない額] (J)
(1)研修受講費					
(2)園外活動移動支援費					
(3)備品購入費					
(4)災害対策備品購入費					
(5)改修・施設整備費					
計					

要補助合計額(円) [(E)と(J)の合計]

別添3

年度 医療的ケア児等受入指定園事業補助金 補助対象経費の積算内訳明細書

施設名： _____

1. 研修受講費

番号	研修名	研修受講の目的	受講者氏名	金額 (円)	受講予定日	支払予定日
1						
2						
3						
4						
5						
(合計)						

2. 園外活動移動支援費

番号	品名	用途	金額 (円)	実施予定日	支払予定日
1					
2					
3					
4					
5					
(合計)					

3. 備品購入費

番号	品名	用途	金額 (円)	納品予定日	支払予定日
1					
2					
3					
4					
5					
(合計)					

4. 災害対策備品購入費

番号	品名	用途	金額 (円)	納品予定日	支払予定日
1					
2					
3					
4					
5					
(合計)					

5. 改修・施設整備費

番号	品名	用途	金額 (円)	施工予定期間	支払予定日
1				～	
2				～	
3				～	
4				～	
5				～	
(合計)					

※必要に応じて欄を追加・削除すること。

様式第2号

年度福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付で申請がありました福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金の交付申請については、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業
- 2 交付対象期間
- 3 補助内示金額 _____円
- 4 補助金交付予定時期
- 5 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知受領の日から14日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

以上

様式第3号

年度福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付で申請がありました福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金の交付申請については、審査の結果、補助金の不交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業
- 2 不交付決定理由

以上

年度 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金変更届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所
 申請者の団体名
 及び代表者の職氏名

年 月 日付 第 号により交付決定を受けました事業について下記のとおり届け出ます。

記

1. 対象児童数の変更

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療的ケア児												
重度障がい児												

個別の児童に係る情報(変更があった児のみ)

児童氏名	支援区分	変更となった年月日	変更理由

2. 看護師の変更

看護師氏名	職種	雇用形態	変更年月日	変更理由

※変更理由が「採用」「配置変更(入)」の場合、履歴書及び資格証明書を添付すること

3. 保育士の変更

保育士氏名	職種	雇用形態	変更年月日	変更理由

※変更理由が「採用」「配置変更(入)」の場合、履歴書及び資格証明書を添付すること

4. 看護補助者の変更

看護補助者氏名	職種	雇用形態	変更年月日	変更理由

※変更理由が「採用」「配置変更(入)」の場合、履歴書及び資格証明書を添付すること

5. 研修受講計画

変更内容	変更理由

6. 園外活動計画

変更内容	変更理由

7. 備品購入計画

変更内容	変更理由

8. 災害対策備品購入計画

変更内容	変更理由

9. 改修・施設整備計画

変更内容	変更理由

※必要に応じて欄を追加・削除すること。

様式第 5 号

年度福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付で届出がありました福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金については、補助金の交付の決定の内容を変更しましたので通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業
- 2 変更の内容
- 3 補助条件
 - (1) 福岡市補助金交付規則及び福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

以上

年度 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名

及び代表者の職氏名

施設名

年 月 日付第 号により、福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金の交付決定を受けた事業の実績について、福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 補助事業名 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業
- 補助事業の実施期間 (事業開始日) 年 月 日
(事業終了日) 年 月 日
- 補助事業の実施状況
ア. 事業実績(様式第6号の1のとおり)
イ. 収支決算書(様式第6号の2のとおり)
- 補助金の交付決定額と精算額
ア. 補助金の交付決定額 (A) 円
(補助金の既交付額) (B) 円
イ. 補助金の精算額 (C) 円
ウ. 追加支給額 (C)－(B) 円
エ. 差引返還額 (B)－(C) 円

5. 添付書類

各費用について、支払ったことを証する書類(給与台帳の写し、領収書等)を添付すること。

年度 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金 事業実績

1 対象児入所実績

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療的ケア児												
重度障がい児												

2 看護師雇用実績

	名前	職種	雇用形態
1			
2			

3 保育士雇用実績

	名前	職種	雇用形態
1			

4 看護補助者雇用実績

	名前	職種	雇用形態
1			

5 研修受講実績

--

6 園外活動実績

--

7 備品購入実績

--

8 災害対策備品購入実績

--

9 改修・施設整備実績

--

※必要に応じて欄を追加・削除すること。

年度 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金 収支決算書

収入の部

区分		予算額	決算額	過不足額
福岡市 補助金 収入	看護師人件費	円	円	円
	保育士人件費	円	円	円
	看護補助者人件費	円	円	円
	研修受講費	円	円	円
	園外活動移動支援費	円	円	円
	備品購入費	円	円	円
	災害対策備品購入費	円	円	円
	改修・施設整備費	円	円	円
	小計 (補助金申請額)	円	円	円
自己資金	円	円	円	
計	円	円	円	

支出の部

区分	予算額	決算額	過不足額
看護師人件費	円	円	円
保育士人件費	円	円	円
看護補助者人件費	円	円	円
研修受講費	円	円	円
園外活動移動支援費	円	円	円
備品購入費	円	円	円
災害対策備品購入費	円	円	円
改修・施設整備費	円	円	円
計	円	円	円

別添1

年度 医療的ケア児等受入指定園事業補助金 精算額明細書

施設名: _____

1. 人件費

基準額算定	対象経費 支出額(円) (A)	寄附金その他の収 入額(円) (B)	差引額(円) (A)-(B) (C)	補助基準額(円) (D)	要補助額(円) [(C)と(D)のいずれか少ない額] (E)
(1)看護師人件費					
(2)保育士人件費					
(3)看護補助者人件費					
計					

2. 人件費以外

	対象経費 支出額(円) (F)	寄附金その他の収 入額(円) (G)	差引額(円) (F)-(G) (H)	補助基準額(円) (I)	要補助額(円) [(H)と(I)のいずれか少ない額] (J)
(1)研修受講費					
(2)園外活動移動支援費					
(3)備品購入費					
(4)災害対策備品購入費					
(5)施設改修費					
計					

要補助合計額(円) [(E)と(J)の合計]

別添3

年度 医療的ケア児等受入指定園事業補助金 補助対象経費の精算内訳明細書

施設名： _____

1. 研修受講費

番号	研修名	研修受講の目的	受講者氏名	金額 (円)	受講日	支払日
1						
2						
3						
4						
5						
(合計)						

2. 園外活動移動支援費

番号	品名	用途	金額 (円)	実施日	支払日
1					
2					
3					
4					
5					
(合計)					

3. 備品購入費

番号	品名	用途	金額 (円)	納品日	支払日
1					
2					
3					
4					
5					
(合計)					

4. 災害対策備品購入費

番号	品名	用途	金額 (円)	納品日	支払日
1					
2					
3					
4					
5					
(合計)					

5. 改修・施設整備費

番号	品名	用途	金額 (円)	施工期間	支払日
1				~	
2				~	
3				~	
4				~	
5				~	
(合計)					

※必要に応じて欄を追加・削除すること。

年 月 日

(宛先) 福岡市長

(住 所)
(団 体 名 称)
(代表者の職氏名)

福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金について、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 3 添付書類
2の金額の積算の内訳書その他関係書類

※留意事項

- (1) 会計士等に確認のうえ回答してください。
- (2) 次のような消費税法の課税事業者は、複数の確定申告が必要になります。
 - ① 事業を翌年度に繰越した場合
 - ② 事業者の課税期間が4月～3月ではない場合

添 付 資 料

- (1) 2の金額が0円の場合
 - ①免税事業者の場合
 - ・補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・免税事業者届出書（法人税確定申告をしていない場合）（様式第7－2号）
 - ②簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合
 - ・補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- (2) 2の金額が0円以外の場合
 - ・報告の内容が記載された概要
 - ・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - ・消費税及び地方消費税及び確定申告書の付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算書表」の写し
 - ・その他参考となる資料（特定収入額、補助金のうち課税仕入れ等に係る消費税額がわかる資料）

(別紙)

- 1 施設名
- 2 補助事業者名
- 3 施設の所在地
- 4 補助金等の名称
- 5 補助金交付年度及び補助金確定額
- 6 補助金返還額の概要
 - (1) 特定収入額及び内訳
 - (2) 特定収入割合
 - (3) 課税売上割合
 - (4) 交付を受けた補助金のうち、課税仕入れ等にのみ使途が特定されている金額
 - (5) 補助金返還額

免 税 事 業 者 届 出 書

年 月 日

宛先) 福岡市長

住所

団体名

代表者の職氏名

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文規定により、消費税を納める義務を免除されている）であるので、その旨届け出ます。

記

課 税	期間	年 月 日 から
非 課 税		年 月 日 まで

※ 補助金交付年度の期間であること。

※ 事業を翌年度に繰越した場合、複数年度の期間になる。

担当者名	
電話番号	

様式第8号

年度福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金実績調査報告書

年 月 日

様

所属
職名
氏名

印

年 月 日付 年度福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金実績報告書について
調査の結果

- 1 事実と相違ありません
- 2 下記事項について相違がありました

記

以上

様式第9号

年度福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 印

福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金実績報告書により報告のありました、福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

なお、超過交付額（差引返還額）については、別添納付書により下記期日までに、必ず返還（納付）してください。

記

- 1 補助事業名 福岡市医療的ケア児等受入指定園事業
- 2 補助確定金額 _____円
- 3 既交付額 _____円
- 4 追加支給額 _____円
- 5 差引返還額 _____円
- 6 納付期限
- 7 補助条件
 - (1) 福岡市補助金交付規則及び福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

以上

年 月 日

(宛先) 福岡市長

(住 所)

(団 体 名 称)

(代表者の職氏名)

福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金
財産処分承認申請書

年度福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金により取得した財産について、下記のとおり処分しようとするので、福岡市医療的ケア児等受入指定園事業補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定に基づき、申請します。

なお、この結果、補助金の全部又は一部に相当する金額を市において算出され、請求があった場合には、当該金額を期限内に速やかに返還します。

記

- 1 処分財産の品名及び取得年月日
- 2 処分財産の取得価格及び時価
- 3 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
- 4 処分の理由
- 5 処分予定年月日